

第 1 回懇話会での主な意見および「堺市生涯学習基本方針（素案）」への反映等について

主な意見		
意見内容	該当箇所	素案への対応（ページ）
(1) 生涯学習という言葉は市民に浸透していない、分かりにくいと言われている。市民の皆さんに浸透できるような発信をしてもらいたい。	第 2 章 生涯学習の考え方	生涯学習については「ライフステージに応じて必要な学びを、自分に適した手段や方法を選びながら行う学習のこと」と表記し、あわせて、生涯学習の例を具体的に記載した。(P4)
(2) 将来像の「アクティブラーニング」という言葉について、その趣旨は理解するが、言葉としてあまり新しい印象は受けない。	第 4 章 堺市における生涯学習のこれから	他の表現も検討したが、大きく変化し続ける社会の中で、市民が心豊かに生きがいを持って暮らしていくためには、自ら考え「積極的・能動的(アクティブ)」に学ぶことが重要であると考えため、変更は行わなかった。(P18)
(3) ◆家計管理、生活設計を身に付けるための学習金融リテラシーについては、誰に対してどのような内容を学んでもらいたいのか、よく検討していただきたい。		内容については、「最低限必要なお金に関する正しい知識や判断力を身に付けること」また、「金融に関する基礎知識」や「金融トラブルに遭わないための学習」というように記載した。(P19)
(4) 基本方針を 3 つに分類しているが、各取組の方向性がその分類でよいか再確認していただきたい。		基本方針に基づく取組の方向性について再度検討を行い、個別の項目についても整理した。(P19～23)
(5) ◆学びを通じた女性の社会参画の推進 この項目が、基本方針 1 の「人生 100 年時代を見据えた学びの支援」の中に含まれていることについて、違和感がある。		基本方針 1 から基本方針 2 「誰一人取り残さない学びの支援」の取組の方向性 3 「ダイバーシティ社会実現に向けての学び」に位置付けた。(P21)
(6) 生涯学習の方向性においても、オンラインの活用や情報格差の解消が重要になってくる。		基本方針 2 「誰一人取り残さない学びの支援」取組の方向性 1 「ICT を活用した学習の拡充」に、ICT の活用とデジタル・デバイトの解消について記載した。(P20)
(6) 大学の授業でも課題となっているが「対面でないとできないこと」と「オンラインでもできること」を峻別していく作業が必要である。オンラインと対面の共存をどう図っていくかが課題である。		基本方針 2 「誰一人取り残さない学びの支援」取組の方向性 4 「学習施設の有効活用等」の中で、対面での学びの必要性について記載した。(P21)

主な意見		
意見内容	該当箇所	素案への対応（ページ）
（7）◆障害者の生涯学習の推進支援 より広く、「ダイバーシティ（多様性）社会の実現」という観点を含めて設定することも考えられる。	第4章 堺市における 生涯学習の これから	障害者の生涯学習の推進支援については、より広く、取組の方向性3「ダイバーシティ社会実現に向けての学び」の「◆共生社会に向けた取組」として設定した。（P21）
（8）地域において若者とシニアと一緒に学び、多世代の交流にもつながるような取組が必要。		基本方針3「学びの成果を地域で生かせる仕組みの構築」取組の方向性2「学びを通じた交流の促進」に、「◆人と人をつなぐ交流機会の促進」として記載した。（P22）
（9）基本方針3では、学びの成果を「地域で生かす」としているが、学びが広がることで、結果的に地域の活性化につながるものであり、市民にとって押しつけられているという印象を与えない表現が望ましい。		基本方針3の表記について、学びの成果を「地域で生かせる」に変更し、学んだ成果が広がることで、交流や社会的課題の解決につながることを記載した。（P22）
（10）基本方針3の中で、学びを生かす場として、「地域学校協働活動」や「コミュニティ・スクール」など学校との連携も加えるべきと考える。		基本方針3取組の方向性1に「◆子どもたちへの学習成果の還元」を設け、学びの成果を地域や学校を通じて子どもたちに還元する機会の創出について記載した。（P22）

【その他】素案の名称変更について

第1回堺市生涯学習支援計画懇話会では、「(仮称)堺市生涯学習ビジョン骨子(案)」としてお示ししておりましたが、掲載すべき項目から素案の名称について検討を行った結果、「堺市生涯学習ビジョン」を改め、「堺市生涯学習基本方針」に名称を変更いたしました。